



## ふるさと寄附金(納税)制度による住民税の寄附金控除について

### 1 ふるさと寄附金(納税)制度の概要

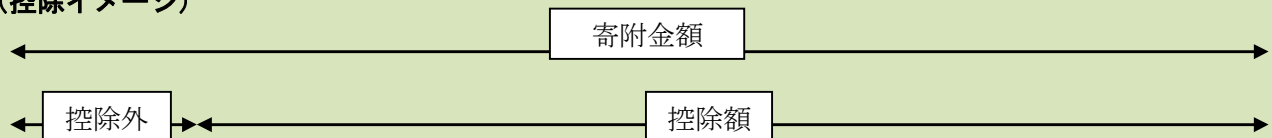
個人住民税の所得割額の納税義務がある方が、総務大臣が指定する都道府県又は市区町村<sup>(※)</sup>に寄附をした場合、確定申告により原則として寄附額の2千円を超える全額が、所得税及び寄附をした翌年の住民税から控除されます。

※ 特例控除対象となる寄附金について、令和元年6月以降の寄附分から、総務大臣が指定する都道府県又は市区町村に限ることとなりました。

### 2 ふるさと寄附金(納税)ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度とは、確定申告をしなくても寄附金税額控除が受けられる仕組みです。この制度を受けることができる方は、確定申告や市・県民税申告を行わない方、寄附先の自治体が5団体以内の方です。

#### (控除イメージ)



自己負担額 (2千円)	①所得税の控除額 {寄附金 <sup>(※1)</sup> - 2千円} × {0~45% (所得税の 税率)} × 1.021 <sup>(※2)</sup>	②基本控除額 (住民税) {寄附金 <sup>(※3)</sup> - 2千円} × 10%	③特例控除額 (住民税) <sup>(※4)</sup> {寄附金 <sup>(※3)</sup> - 2千円} × [90% - {0~45% (所得税の 税率)} × 1.021 <sup>(※2)</sup> ]
----------------	---	--	--

(※1) 所得税の場合は総所得金額等の40%が上限です。

(※2) 復興所得税分です。

(※3) 住民税の場合は総所得金額等の30%が上限です。

(※4) ③特例控除額(住民税)は計算式に関わらず、住民税所得割額の20%が上限です。

◆ ワンストップ特例を適用する場合は上記表の①に代わり、④が加算されます。

$$④ = \text{③特例控除額}^{(※4)} \times \frac{\{0 \sim 45\% \text{ (所得税の税率)}\} \times 1.021^{(※2)}}{90\% - \{0 \sim 45\% \text{ (所得税の税率)}\} \times 1.021^{(※2)}}$$